

生活機能向上連携加算(訪問)

算定要件加算 (Ⅰ) ※(Ⅰ)は 週1回ではなく (Ⅰ)(Ⅱ)は 内容の違いです	① 医師やリハビリテーション専門職等が、利用者のADL及びADLに関する状況について、所属する事業所等のサービス提供時またはサービス提供責任者と連携をしてICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて、利用者の状態を把握し、助言を行っていること ② 医師やリハビリテーション専門職等の助言に基づき、サービス提供責任者が生活機能アセスメントを行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成していること。 ③ 訪問介護計画書に、助言の内容を記載していること。 ④ 訪問介護企画書に基づき、訪問介護サービスを提供していること。 ⑤ 計画作成からおおむね3月経過後、目標の達成度合いについて、利用者及び医師やリハビリ専門職等に報告していること。	※ 加算を算定する事業所は利用者の生活状況や介護サービス利用状況について、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、加算の目的である自立支援・重度化防止に資する介護を推奨する必要がある。 介護支援計画書内に記載された内容で通所計画書を作成してください。
算定要件加算 (Ⅱ) ※(Ⅱ)は 週2回ではなく (Ⅰ)(Ⅱ)は 内容の違いです	① 医師やリハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する、または医師やリハビリテーション専門職等とサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、生活機能アセスメントを行っていること。 ② 生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成していること。 ③ 訪問介護計画書に、生活機能アセスメントの結果、その他日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していること。 ④ 医師やリハビリテーション専門職等と連携し、訪問介護計画書に基づき、訪問介護サービスを提供していること。 ⑤ 各月における目標の達成度合いを医師やリハビリテーション専門職等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、外部のリハビリテーション専門職等から助言を得た上で、適切な対応を行うこと。	
留意点	算定要件の「カンファレンス」や「利用者への説明」はテレビ電話装置等を活用して実施することができます。テレビ電話装置等を用いて行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する必要があります。	
加算の目的	訪問リハビリや通所リハビリ、医療提供施設等の医師やリハビリ専門職と連携をし、自立支援・重度化防止に資する介護を推進する。	

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。生活機能向上連携加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。